

有料職業紹介事業 許可要件（概要）

有料職業紹介事業の許可を受けるためには、一定の欠格事由（禁錮以上の刑又は、一定の労働法等に違反して処罰の刑に処せられ、その後5年を経過しない等）に該当しないことのほか、次の基準をすべて満たすこと。

認可基準（概要）

- 1 次の要件をすべて満たす財産的基礎があること。
 - ① 資産（繰延資産及び営業権を除く）－負債 $\geq$ 500万円 $\times$ 事業所数
 - ② 自己名義の現金・預金の額 $\geq$ 150万円＋（60万円 $\times$ （事業所数－1））
- 2 職業紹介責任者が適正に選任されていること。
 - ① 職業紹介責任者は、成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。
 - ② 職業紹介責任者講習を修了（許可の場合は申請の受理日前5年以内の修了、許可更新の場合は許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る。）した者であること。
＊講習の実施機関等については厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059261.html> でご確認ください。
- 3 個人情報に関する次の措置が講じられていること。
 - ① 個人情報適正管理規程を定めていること。
 - ② 求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。
- 4 事業所において、事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あること又は、個室の設置、パーテーション等での区分により、プライバシーを保護した対応が可能であること。
- 5 有料職業紹介事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として使用しないこと。
- 6 業務の運営に関する規程を定めていること。
- 7 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。
- 8 徴収する手数料を明らかにした手数料表を有すること。

※ 同一事業所内で労働者派遣事業を行う場合

派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に管理されること等事業運営につき明確な区分がなされていること。

有料職業紹介事業許可申請書類について

- | | | | |
|---|-------------------------|----------|-------------|
| 1 | 有料職業紹介事業許可申請書 | (様式 1 号) | 正 1 部・写 2 部 |
| 2 | 有料職業紹介事業計画書※ 1 | (様式 2 号) | 正 1 部・写 2 部 |
| 3 | 届出制手数料届出書・手数料表※ 1 | (様式 3 号) | 正 1 部・写 2 部 |
| | ※届出制手数料を採用する場合のみ必要です。 | | |
| 4 | 職業紹介事業取扱職種等届出書 | (様式 6 号) | 正 1 部・写 2 部 |
| | ※職種・地域を定めて届け出る場合のみ必要です。 | | |

<添付書類>

- | | | |
|---|------------------------------------|-------------|
| ① | 定款「原始定款・変更がある場合株主総会議事録、再製の場合は原本証明」 | 写 2 部 |
| ② | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※ 4 | 正 1 部・写 1 部 |
| | ※事業目的に「有料職業紹介事業」を行う旨の記載があること。 | |
| ③ | 役員（登記簿に載っている者全て）の住民票※ 3 | 正 1 部・写 1 部 |
| ④ | 役員（登記簿に載っている者全て）の履歴書「記載例参照」 | 正 1 部・写 1 部 |
| ⑤ | 個人情報適正管理規程※ 1 | 写 2 部 |
| ⑥ | 最新の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 | 写 2 部 |
| ⑦ | 法人税の納税申告書〔別表 1・別表 4〕 | 写 2 部 |
| ⑧ | 法人税の納税証明書〔その 2 所得金額用〕 | 正 1 部・写 1 部 |
| ⑨ | 事業所の使用権を証明する書類※ 1 | |
| | <賃貸借の場合、賃貸借契約書> | 写 2 部 |
| | <転貸借の場合、原契約書・転貸借契約書・所有者の承諾書> | 写 2 部 |
| | <自己所有の場合、不動産の登記事項証明書（建物分※ 4）> | 正 1 部・写 1 部 |
| ⑩ | 職業紹介責任者の住民票※ 2 ※ 3 | 正 1 部・写 1 部 |
| ⑪ | 職業紹介責任者の履歴書※ 2 | 正 1 部・写 1 部 |
| ⑫ | 職業紹介責任者講習受講証明書 | 写 2 部 |
| ⑬ | 業務の運営に関する規程※ 1 | 正 1 部・写 1 部 |

- ⑭ 事業所のレイアウト図及び写真（事業所外観、事業所全体、面接場所、個人情報管理場所（施錠できる場所））
- ⑮ 代表者、役員及び職業紹介責任者が、職業紹介事業との兼業が禁止されている事業の兼業を行っていないことを確認する書類
- ・兼業を行っていない場合・・・「確約書」
 - ・兼業を行っている場合・・・兼業する法人の登記事項証明書等事業内容を把握できる書類
- ⑯ その他、労働局で依頼された確認書類
- ⑰ 許可申請に係る手数料（収入印紙）【50,000 円】※貼付しないこと
- ⑱ 登録免許税領収書（登録免許税許可 1 件あたり【90,000 円】）
- ※ 登録免許税納付のタイミングについては事前に労働局にご相談ください。

※ 1：複数の事務所を申請する場合において、事業所ごとに必要となる書類です。

※ 2：役員が兼ねる場合は省略できます。

※ 3：住民票については、本籍地の記載があり、且つ個人番号の記載のないものを提出ください。

※ 4：三重労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手でできる場合は添付を省略することができます。

申請・届出時のお願い

近年需給調整事業への関心の高まりから、労働局窓口が大変混み合っております。
お客様を極力お待たせしないために、事前予約のご協力をお願いいたします。

担当：三重労働局職業安定部
職業安定課需給調整事業室
TEL：059-226-2165

財産的基礎に関する許可基準（法第31条第1項第1号の要件）

財産的基礎に関する計算表（法人用） （貸借対照表により確認）

I 基準資産

資産合計額・・・	①	円
営業権の額・・・	②	円
繰延資産の額・・・		円
差引資産の総額・・・	③（＝①－②）	円
負債の総額・・・	④	円
基準資産額・・・	⑤（＝③－④）	円

基準資産額（⑤）	$\geq$	500万円×事業所数（ ）
円		円

II 事業資金

現金・預金の額	$\geq$	150万円＋（60万円×（事業所数－1））
円		円

事業所の兼業等に関する許可基準

代表者、役員及び職業責任者に関する要件

代表者、役員及び職業紹介責任者が、他に兼業している場合、その会社の法人登記簿謄本、定款等その会社の事業内容を把握できる書類を提出していただく場合があります。

- I 欠格事由に該当しないこと。（職業安定法第3条）
- II 貸金業の規則等に関する法律第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋営業法第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可をそれぞれ受け、適正に業務を運営していること。
- III 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業、その他職業紹介事業との関連において不適当な事業（探偵業、信用調査等であつて、職業安定法第3条、第5条の4、第51条の規定からみて不適当なもの）を営む者でないこと。

風俗営業の例：料理店営業、マージャン荘、パチンコ店、ゲームセンター、ダンスホール等を含む
 性風俗関連特殊営業の例：アダルトショップ、ラブホテル、テレクラ、ビデオ鑑賞等を含む